

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

遠鉄ストア池田店 磐田市池田字馬道上162-1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社遠鉄ストア 浜松市中区佐鳴台四丁目16-10 代表取締役 宮田洋

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋
株式会社遠鉄ストア (マツモトキョシ)	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

4 変更年月日

平成30年7月5日

5 届出年月日

平成31年3月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

遠鉄ストア磐田店 磐田市見付字今之浦5879-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社遠鉄ストア 浜松市中区佐鳴台四丁目16-10 代表取締役 宮田洋

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋	平成30年7月5日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋	平成30年7月5日

イ 小売業者の入店

小売業者名	代表者	住所	入店年月日
株式会社遠鉄ストア (マツモトキョシ)	代表取締役 宮田洋	浜松市中区佐鳴台四丁目16-10	平成26年4月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

平成31年3月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

遠鉄ストア湖西店・ケーズデンキ湖西パワフル館 湖西市鷺津760-2 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エンボー株式会社 湖西市鷺津780-1 代表取締役 竹村和則

株式会社浜松ケーズ 浜松市北区宮口1209-2 代表取締役 灌峰正規

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

4 変更年月日

平成30年7月5日

5 届出年月日

平成31年3月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

えんてつ菊川ショッピングセンター 東エリア 菊川市柳一丁目1-1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

遠州鉄道株式会社 浜松市中区旭町12-1 代表取締役 斉藤薫

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後	変更年月日
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 山口宏規	代表取締役 桑原俊明	平成26年7月1日
	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋	平成30年7月5日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

平成31年3月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

PLAZA21見付 磐田市見付字大谷口1830-1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビルド21 浜松市東区原島町39 代表取締役 藤井啓介

株式会社遠鉄ストア 浜松市中区佐鳴台四丁目16-10 代表取締役 宮田洋

株式会社あかのれん 愛知県名古屋市内田橋一丁目3-19 代表取締役 伊藤享司

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市卒島1293 代表取締役 河内伸二

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称	変更前	変更後
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

4 変更年月日

平成30年7月5日

5 届出年月日

平成31年3月29日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内

に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浅羽ショッピングタウンパディ 袋井市浅岡350外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社遠鉄ストア 浜松市中区佐鳴台四丁目16-10 代表取締役 宮田洋

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の代表者の氏名

小売業者名	変更前	変更後
株式会社遠鉄ストア	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋
株式会社遠鉄ストア (マツモトキヨシ)	代表取締役 桑原俊明	代表取締役 宮田洋

4 変更年月日

平成30年7月5日

5 届出年月日

平成31年3月29日